

## 行政事件訴訟法ヒアリングにおける委員からのご質問についての回答

平成15年8月  
総務省

### 「第2 - 2 審理を充実・迅速化するための方策の整備について」

問 広範な資料の提出を求めることができることは適当ではないとあるが、その理由如何。

答 民事訴訟法に釈明権、文書提出命令の申立等の規定が整備され、行政事件訴訟法において準用されており、これらの規定を活用することによって、訴訟関係を明瞭にし、審理を充実・迅速化することが可能であるから、行政事件訴訟法に独自の制度を設ける必要性がないという趣旨である。

### 「第2 - 4 (1) 行政の作為の給付を求める訴えについて」

問 行政庁が判断する前に司法が判断するのは例外的な場合に限って認められるべきであるという記述の趣旨如何。

答 単純な許可申請についての拒否処分についての義務付け訴訟において許可を義務付けるといふものであれば問題はないと考えられるが、給付申請についての拒否処分のように、具体的な行政行為の内容についてさらに判断しなければならないような拒否処分についての義務付け訴訟については、例外的な場合に限って認められるべきであるという趣旨である。

### 「第2 - 5 - (1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の拡大について」

問 条例と規則についての取消訴訟については、同じように考えられるのか。

答 条例は議会の議決を経て成立し、義務を課し、権利を制限するには条例によらなければならないとされ、一方、規則は普通地方公共団体の長の権限に属する事務に関し、長が定めるものである。

このように、条例と規則には違いがあるものの、地方公共団体の定立する自治立法の形式である点は同じであって、事件性のない段階で規則そのものを取消訴訟の対象とすることは適当ではないと思料する。

「第 2 - 5 - ( 2 ) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設について」

問 取消訴訟の排他性と出訴期間の制限を個別法で定めるとすると、国民の権利利益に反する結果となって妥当でないとの記述の趣旨如何。

答 取消訴訟の排他性と出訴期間の制限を個別法で定めるとすると、訴訟を提起しようとする者は、個別法の規定を参照しなければ、取消訴訟の排他性の有無、出訴期間の有無、出訴期間の範囲が分からないことになり、また、処分ごとにそれらが異なると混乱することにもなるから、国民の権利利益に反する結果となるという趣旨である。

問 出訴期間を条例で定めることは可能か。

答 法律によらず条例で定める処分について、個別に条例で出訴期間を定めることは立法論として全く不可能ではないと考えられるが、出訴期間は国民の裁判を受ける権利を制限するものであり、法律によることが望ましいこと、さらに、実際問題としても、条例で出訴期間を定めるとすると、個々の条例ごとに異なることになって法的安定性を害することから、条例で出訴期間を定めることは適当ではないのではないかと思料する。

「第 2 - 5 - ( 5 ) 出訴期間の延長について」

問 文書管理の保存期間について出訴期間の考慮があるか。また、出訴期間が変わるとすれば文書管理規程の保存期間の定めも見直すという関係になるのか。

答 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）（以下「行政機関情報公開法施行令」という。）第 16 条第 1 項では、行政機関の長が定めることとされている行政文書の管理に関する定め（以下「文書管理規程等」という。）が満たすべき要件を規定している。

同項第 4 号では、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるべきこととしており、別表第 2 において、

- ・行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をするための決裁文書は、当該許認可等の効果が存続する期間に応じた 30 年・10 年・5 年・3 年・1 年の期間
- ・行政手続法第 2 条第 4 号の不利益処分（その性質上、それによって課される義務の内容が軽微なものを除く。）をするための決裁文書は、5 年

をそれぞれ保存期間の最低基準とする旨を規定している。

また、同項第 6 号では、行政文書の保存期間の満了する日後においても、特別の事情により一定期間保存期間を延長すべきものとして、

・現に継続している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるものは、裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間（同号八）

・開示請求があったものは、開示決定等の日の翌日から起算して1年間（同号二）をそれぞれ延長する旨を規定しており、同号のこれらの規定は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第3項の期間を考慮したものとされている。

このため、行政事件訴訟法第14条第3項に規定する出訴期間の改正内容次第では、行政機関情報公開法施行令の改正を検討する必要性が生じる。

（参考資料：別紙）

#### 「第2 - 8 - (3) 不服審査前置による制約の緩和について」

問 専門機関を設けていない場合に不服審査前置とすることの政策的合理性の説明如何。

答 専門機関を設けていない場合であっても、処分によっては、司法よりも当該行政庁が判断することがふさわしい専門技術的処分もあり、個別法の規定によって不服審査前置を設けることには合理性が認められるものと思料する。

(参考1：行政機関情報公開法施行令(抄))

(行政文書の管理に関する定め)

第16条 法第37条第2項の行政文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一～三 (略)

四 当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該行政文書の保存期間の基準は、別表第二の上欄に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれその作成又は取得の日(これらの日以後の特定の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、当該特定の日)から起算して同表の下欄に定める期間以上の期間とすること。

五 (略)

六 次に掲げる行政文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。

イ・ロ (略)

八 現に継続している不服申立における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立に対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間

二 開示請求があったもの 法第9条各項の決定の日の翌日から起算して一年間

七～十二 (略)

別表第2

行政文書の区分		保存期間
一	ホ 行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等(以下単に「許認可等」という。)をするための決裁文書であって、当該許認可等の効果が30年間存続するもの	30年
二	ハ 許認可等をするための決裁文書であって、当該許認可等の効果が10年間存続するもの(一の項ホに該当するものを除く。)	10年
三	ハ 許認可等をするための決裁文書であって、当該許認可等の効果が5年間存続するもの(一の項ホ又は二の項ハに該当するものを除く。)	5年
	ニ 行政手続法第2条第4号の不利益処分(その性質上、それによって課される義務の内容が軽微なものを除く。)をするための決裁文書	
四	イ 許認可等をするための決裁文書であって、当該許認可等の効果が3年間存続するもの(一の項ホ、二の項ハ又は三の項ハに該当するものを除く。)	3年
五	イ 許認可等をするための決裁文書(一の項ホ、二の項ハ、三の項ハ又は四の項イに該当するものを除く。)	1年

(参考2：行政事件訴訟法(抄))

(出訴期間)

第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から3箇月以内に提起しなければならない。

2 (略)

3 取消訴訟は、処分又は裁決があった日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)